

宅地建物取引士登録申請必要書類一覧

(R8.1更新)

○提出・問合せ先：山梨県県土整備部建築住宅課企画担当 tel:055-223-1730 甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階 ※駐車場有り	
○提出部数： 1 部	
○受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～12時 ・ 午後1時～午後5時00分 ※ 申請者本人が書類を持参してください。（郵送不可）なお、登録申請には15～30分程度時間を要します。	
提出書類（番号順に揃えて提出してください）	
① 登録申請書	様式第五号（第十四条の三関係）
② 登録申請手数料 37000円	職員による内容確認後POSレジにて支払い、「納付済証」を申請書に貼付してください（山梨県収入証紙は令和8年3月31日まで使用可能） https://www.pref.yamanashi.jp/kenchiku/jutaku/takkengyou/takkenn_syunyushoshi_haishi.html
③ 顔写真 1枚	・カラー 縦3cm×横2.4cm 顔2cm程度 申請前6か月以内の撮影 ・無帽・正面・上半身・無背景 (ポラロイド写真や、不鮮明なもの、画像を加工したもの、劣化の恐れのあるものは不可)
④ 誓約書	様式第六号（第十四条の三関係）
⑤ 身分証明書（※注1）	・申請者の本籍地の市区町村が発行するもの。（運転免許証ではありません） ・発行日より3か月以内のもの。 ・「禁治産又は準禁治産の宣告を受けていない」「後見の登記の通知を受けていない」「破産手続開始の決定を受けていない」項目の証明。（外国籍の方はその旨の誓約書を作成して提出してください。）
⑥ 登記されていないことの証明書（※注1）	・法務局が発行するもの。（申請方法は法務局のホームページを参照） ・発行日より3か月以内のもの。 ・「成年被後見人・被保佐人とする記録がない」項目の証明。 ・外国籍の方も必要。 ・山梨県内では甲府地方法務局（戸籍課）のみで発行：TEL055-252-7176
⑦ 住民票抄本	・申請者本人のみ記載（謄本ではなく抄本）で可。本籍、続柄は省略可。 ・発行日より3か月以内のもの。 ・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの（やむを得ず記載されたものを提出する場合はご自身で黒の油性ペン等で塗りつぶしてください） ・外国籍の方は国籍、在留カード番号、在留期間が記載されているものが必要
⑧ 実務資格を証する書面 ※右の(ア)から(ウ)のいずれか	(ア) 実務経験2年以上の方 ・実務経験証明書（様式第五号の二） (宅建免許業者に直近10年間で2年以上の宅建業務に従事していることの証明書) ・従業者名簿（様式第八号の二）の写し（従事先が山梨県知事免許業者の場合は省略可）（※代表者印による原本証明が必要：写しの余白に「原本と相違ありません」と記入の上、証明日、業者名、代表者名及び代表者印があるもの） (イ) 登録実務講習修了者（申請前10年以内の修了に限る） ・登録実務講習実施機関の発行する修了証明書の原本 (規則第13条の16第1項の規定に基づく講習であること) (ウ) 国、地方公共団体等における2年以上の実務経験者 ・それぞれの機関が発行する証明書
⑨ 従業者証明書	・様式第八号（第十七条関係） ・申請時に宅建業に従事されている方のみ
⑩ 宅建試験合格証書	・試験受験地が「山梨県」のものに限ります。 ・原本（提示用）及びコピー（提出用）を1部持参してください。 ※合格時から氏名に変更がある場合は、旧姓・新姓のつながりがわかる戸籍抄本（発行日より3ヶ月以内のもの）を提出してください。

（※注1）成年被後見人、禁治産者等に該当し、これらの証明が受けられない場合は、宅地建物取引士の業務を適正に行う能力を有する旨を記載した医師の診断書が必要となります。

- ・未成年の方は、自ら宅建業を営む場合や、婚姻により成年者とみなされる場合以外は登録できません。
- ・申請から登録まで通常20～30日程度かかります。登録完了後「登録完了通知（ハガキ）」を郵送します。
- ・**宅地建物取引士証の交付を希望する場合は、登録完了後、別途手続きが必要です。**
- ・宅地建物取引士資格登録に有効期限はありません。
- ・宅地建物取引士の登録申請及び変更登録申請により取得する個人情報は、下記の目的で利用します。
 - 1 取引士登録申請の審査事務
 - 2 取引士証の交付事務
 - 3 取引士の登録を受けた者に対する指導監督等の事務（国土交通大臣及び都道府県知事が行う指導監督等事務において相互に利用する場合を含む）